

# 2024年度前期・社福国試対策

## 高齢者福祉

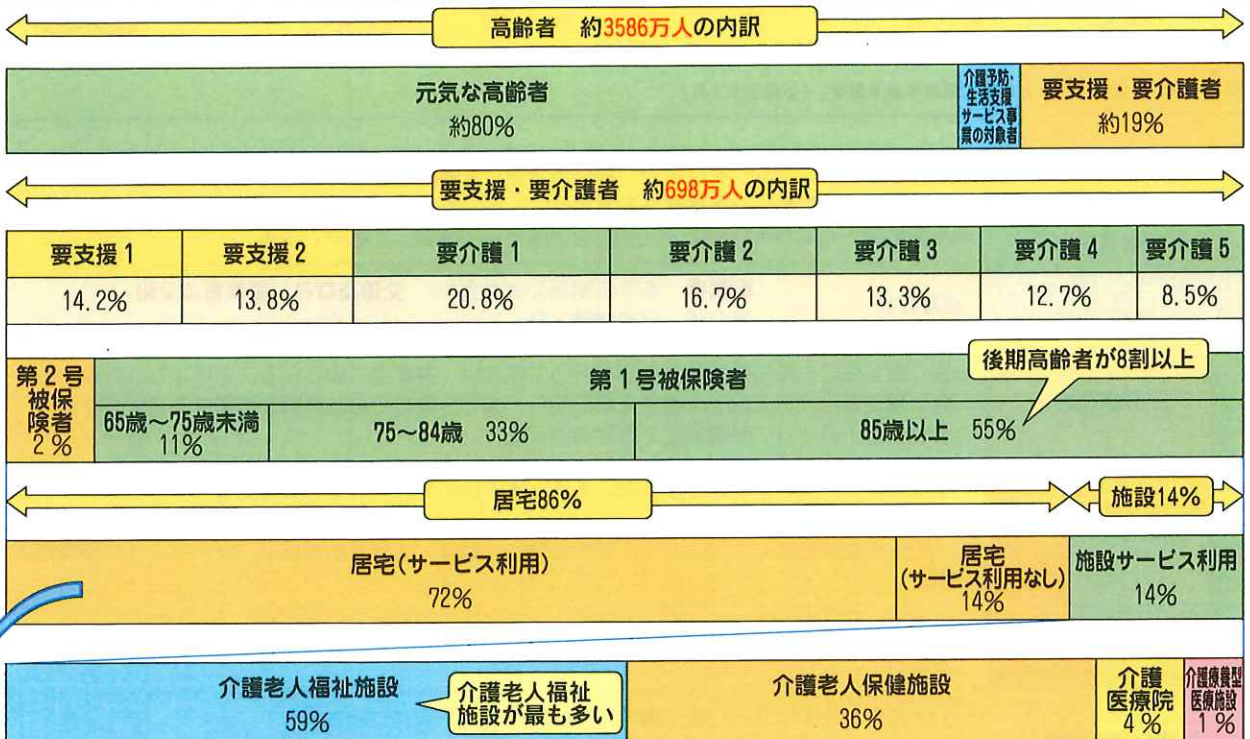


▶ 要支援・要介護高齢者



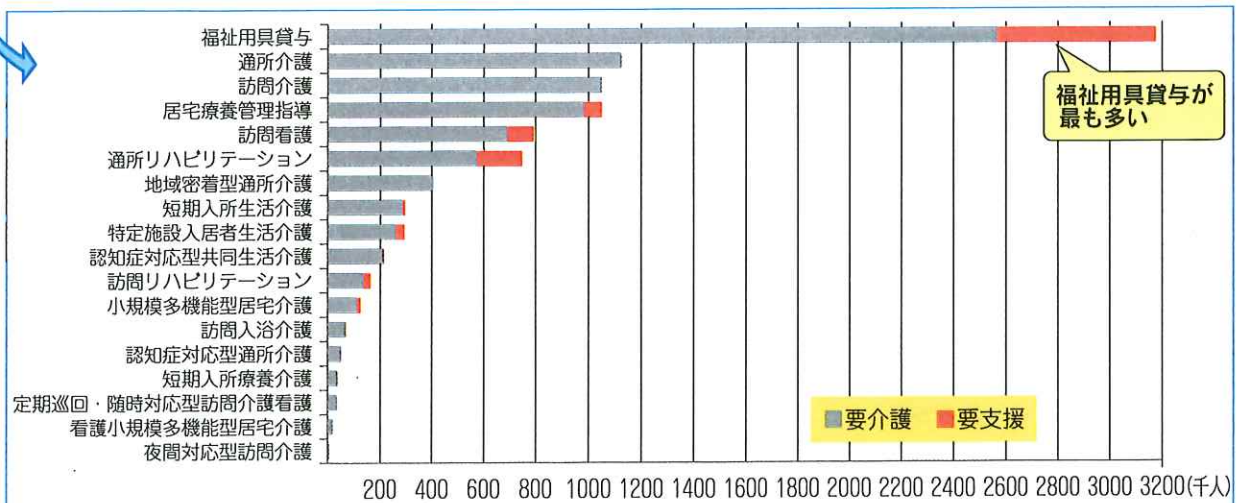
2022（令和4）年11月現在、約3586万人の高齢者がいます。そのうち、約19%にあたる約685万人が要支援・要介護者に認定されています。第2号被保険者の約13万人を合わせると、約698万人が認定を受けています。

● 2022（令和4）年11月現在、約3586万人の65歳以上の高齢者の内訳



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）（令和4年11月分）」

居宅利用者のサービス利用状況



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）（令和4年11月分）」

### ▶ 要介護者等の状況

性別と年齢	女 66%			男 34%			
	65~74歳 8%	75~84歳 34%	85歳以上 56%	65~74歳 16%	75~84歳 41%	85歳以上 36%	
要介護になった原因	認知症 18%	脳血管疾患 16%	高齢による衰弱 13%	骨折・転倒 12%	関節疾患 11%	心疾患 5%	その他
	要支援	関節疾患 19%	高齢による衰弱 16%	骨折・転倒 14%	脳血管疾患 11%	要支援者は関節疾患が最も多い	
	要介護	認知症 24%	脳血管疾患 19%	骨折・転倒 12%	高齢による衰弱 11%	要介護者は認知症が最も多い	

資料：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」

### ▶ 介護者等の状況

主な介護者	同居 54%			別居の家族 14%	事業者 12%	不詳その他
	配偶者 24%	子 21%	子の配偶者 8%			
性別	女 65%			男 35%		
主な介護者の年齢	50歳未満 7%	50~60歳未満 20%	60~70歳未満 31%	70~80歳未満 26%	80歳以上 16%	

資料：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」

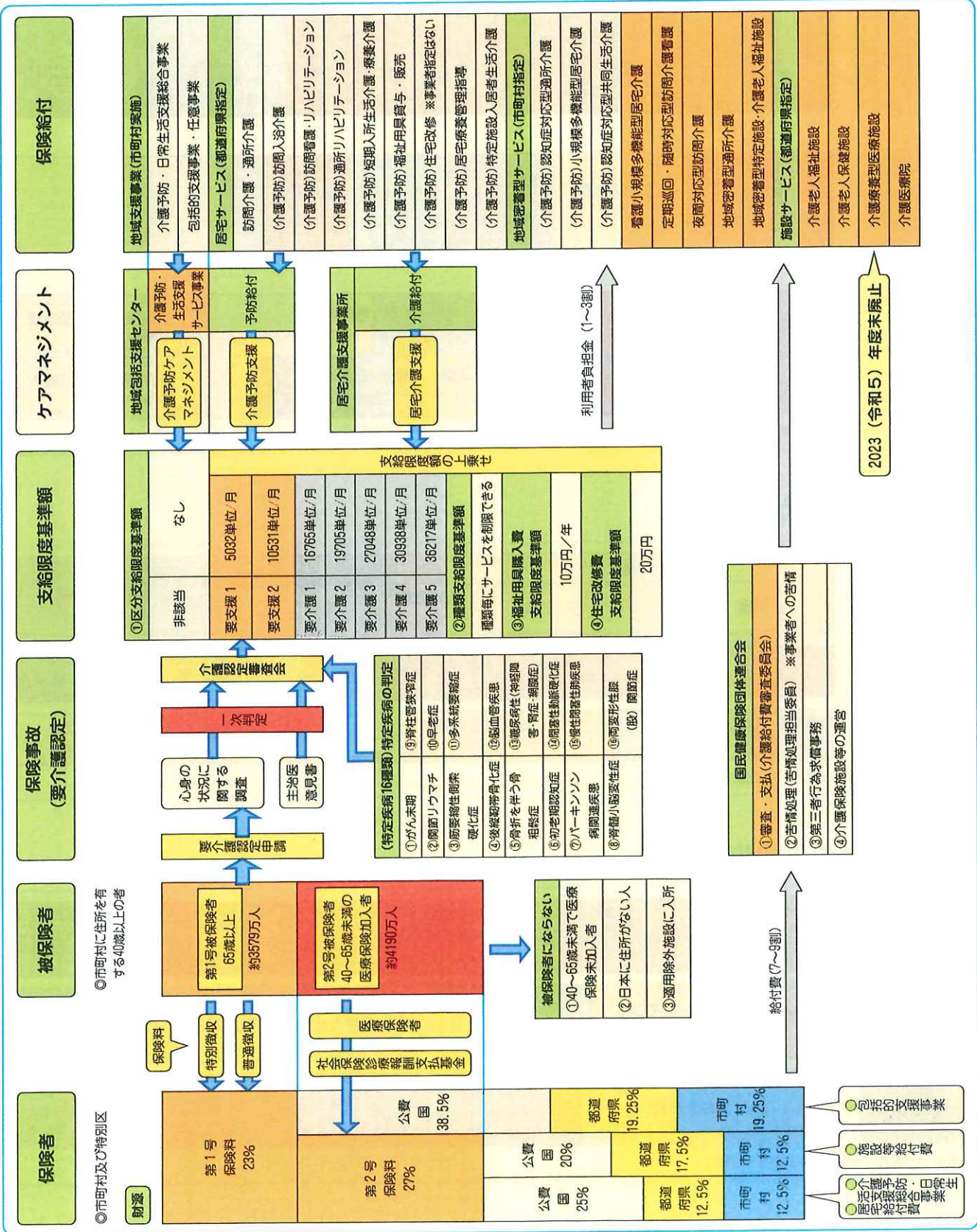
### ▶ 65歳以上の人の生活実態

経済的な暮らし向き	家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている 12%	家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている 57%	家計にゆとりがなく、多少心配である 24%	家計が苦しく、非常に心配である 7.5%	
収入の伴う仕事の有無	収入を伴う仕事をしている 30%		収入を伴う仕事をしていない		
現在の健康状態	良い 12%	まあまあ良い 19%	普通 41%	あまり良くない 23%	良くない 5%

資料：内閣府『令和4年版高齢社会白書』



# 介護保険の全体像





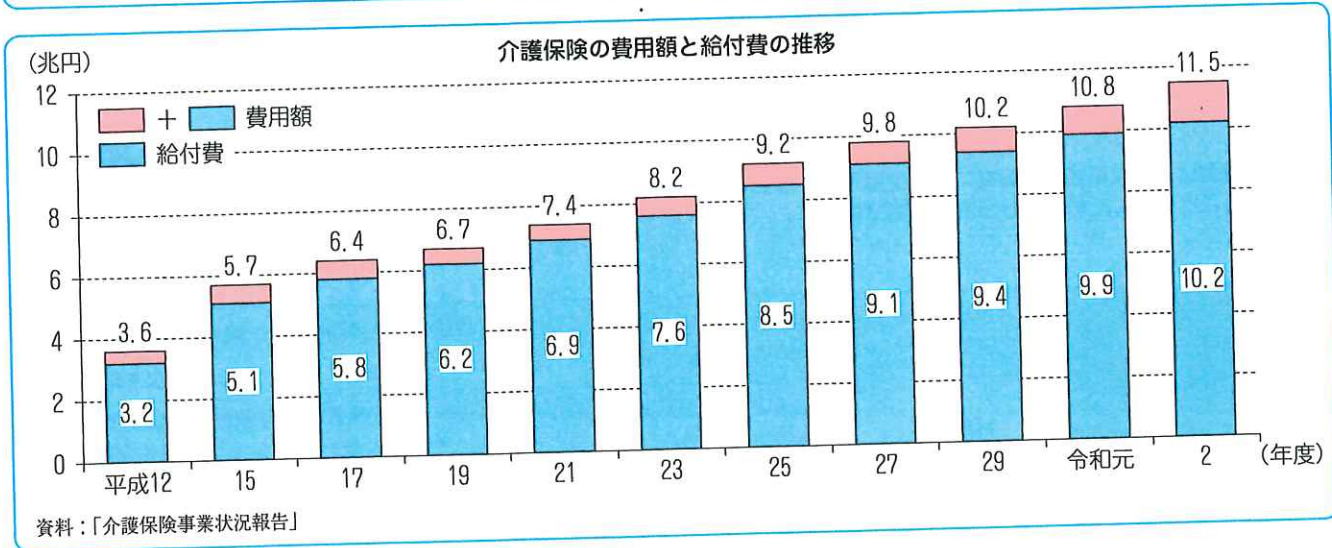
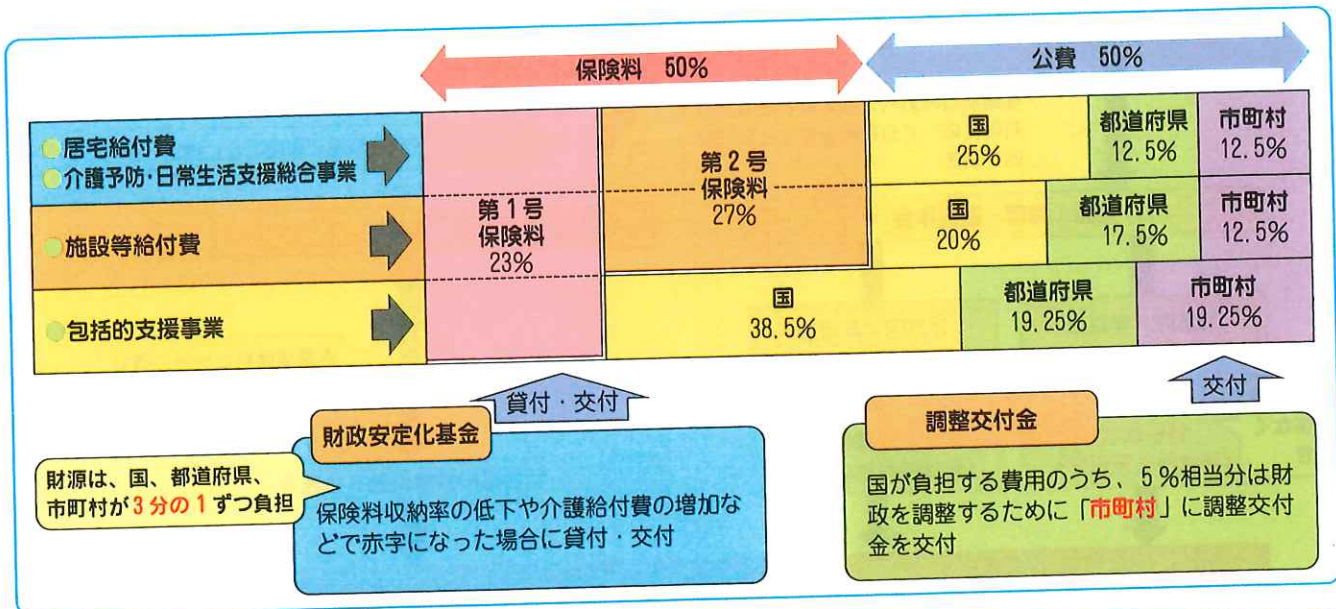
## 行政の役割分担

保険者は市町村

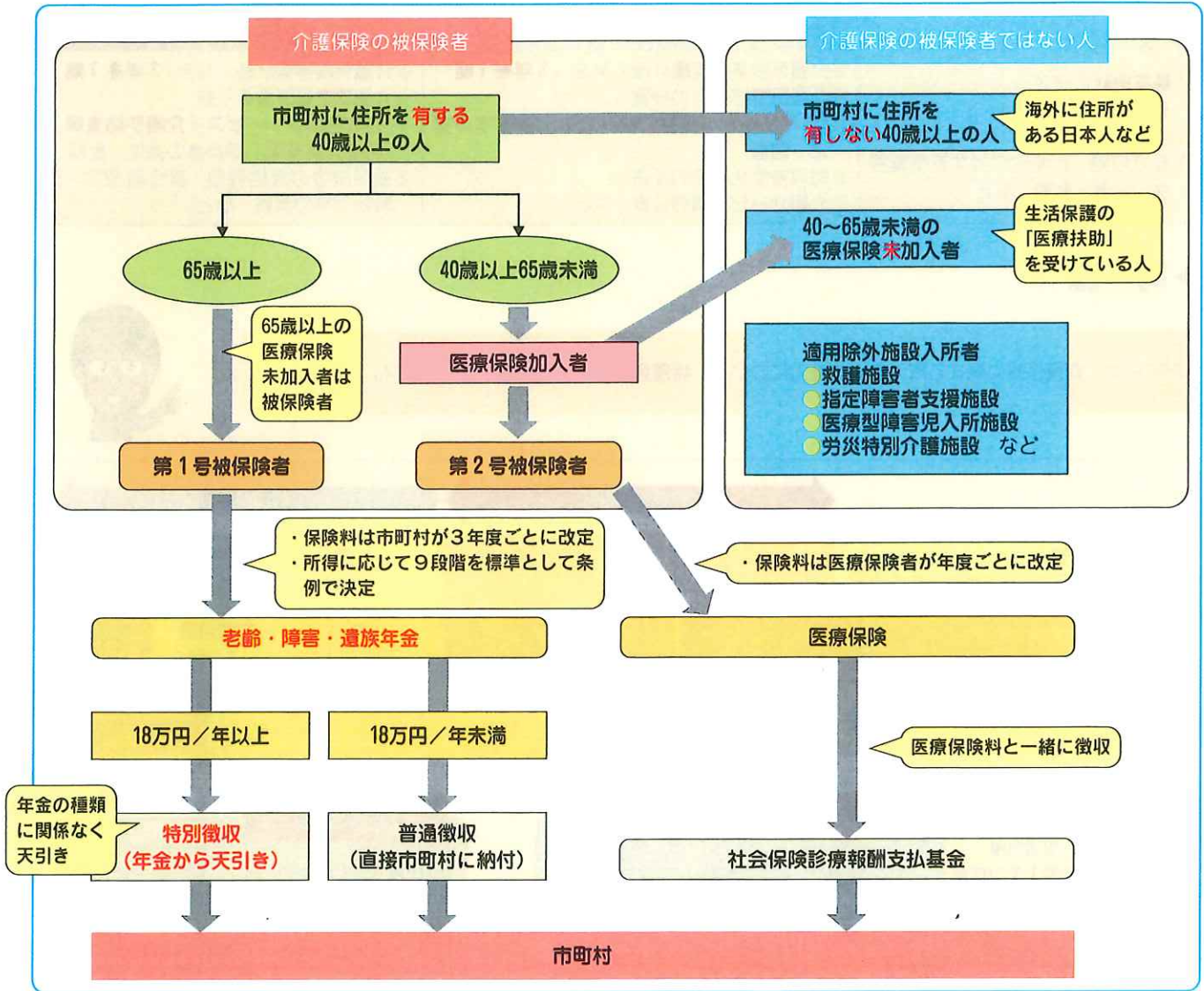
国	都道府県	市町村及び特別区（保険者）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本指針の策定</li> <li>● 基準等の設定</li> <li>● 財政支援</li> <li>● 都道府県・市町村に対する情報提供・助言・監督 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険事業支援計画の策定（3年を1期）</li> <li>● 介護保険審査会の設置</li> <li>● 「居宅サービス」「施設サービス」事業者の指定・監督</li> <li>● 財政安定化基金の設置</li> <li>● 介護サービス情報公表 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険事業計画の策定（3年を1期）</li> <li>● 介護認定審査会の設置</li> <li>● 「地域密着型サービス」「介護予防支援」「居宅介護支援」事業者の指定・監督</li> <li>● 被保険者の資格管理・要介護認定・保険給付等の事務 など</li> </ul>

## 財源

市町村は、介護保険に関する収入および支出について、**特別会計**を設けなければなりません。



## ▶ 被保険者



## ▶ 住所地特例

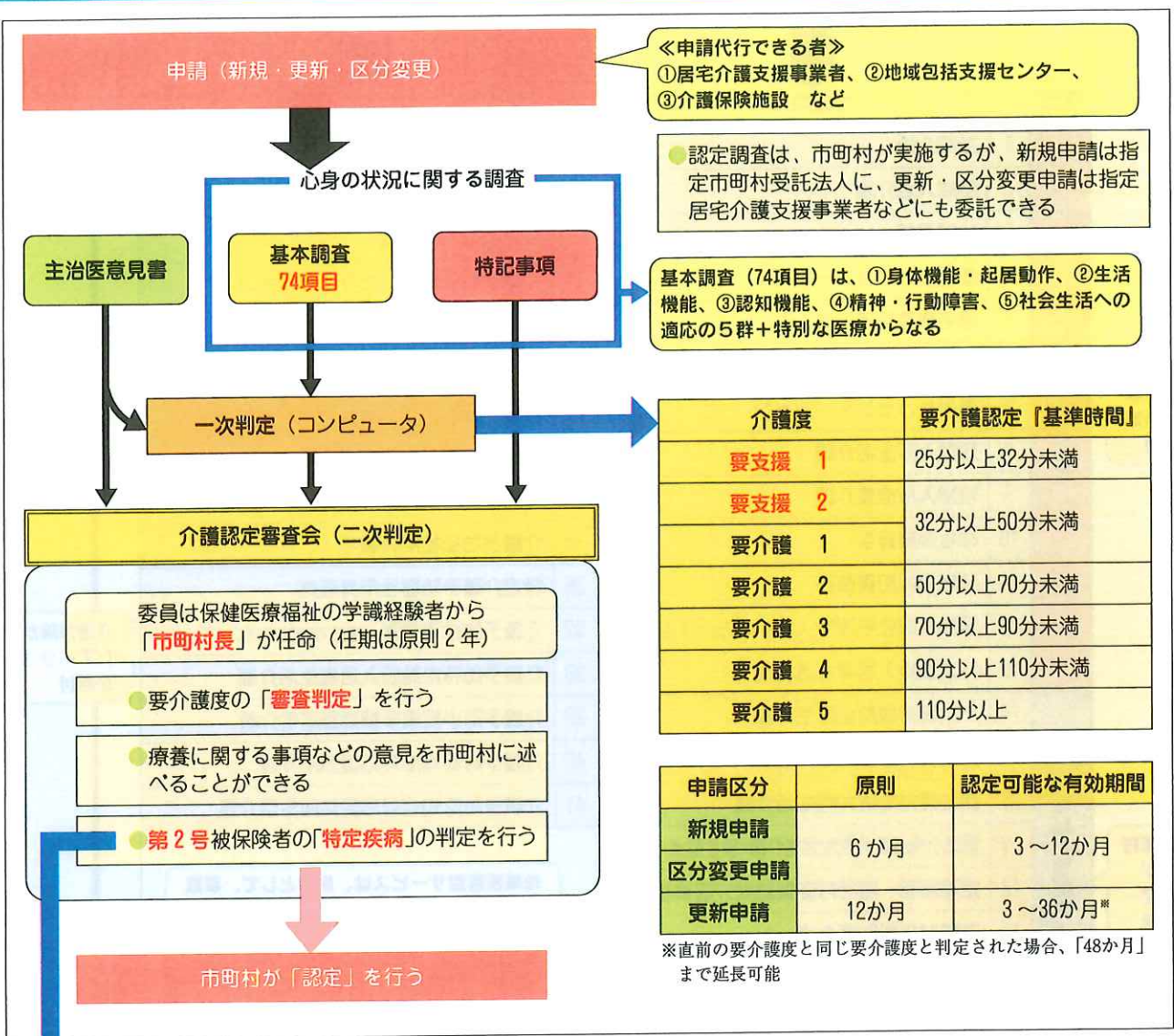
住所地特例は、施設所在の市町村に要介護者が集中して保険給付費が増大し、市町村間の財政上の不均衡が生じることを防ぐために設けられた特例措置です。



住所地特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、<b>住所を移す前の市区町村</b>が引き続き保険者となる特例措置</li> </ul>	2023(令和5)年度末廃止
	<b>対象施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</li> <li>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	
	地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護などは含まれない	



▶ 要介護認定



特定疾病	①がん末期	⑨脊柱管狭窄症
	②関節リウマチ	⑩早老症
	③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
	④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害・腎症・網膜症
	⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
	⑥初老期認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
	⑦パーキンソン病関連疾患	⑮慢性閉塞性肺疾患
	⑧脊髄小脳変性症	⑯両変形性膝（股）関節症



## ▶ 保険給付

		要介護	要支援
区分		介護給付	予防給付
都道府県知事が指定・監督 居宅サービス等	1	訪問介護	
	2	訪問入浴介護	28 介護予防訪問入浴介護
	3	訪問看護	29 介護予防訪問看護
	4	訪問リハビリテーション	30 介護予防訪問リハビリテーション
	5	居宅療養管理指導	31 介護予防居宅療養管理指導
	6	通所介護	
	7	通所リハビリテーション	32 介護予防通所リハビリテーション
	8	短期入所生活介護	33 介護予防短期入所生活介護
	9	短期入所療養介護	34 介護予防短期入所療養介護
	10	福祉用具貸与	35 介護予防福祉用具貸与
	11	特定福祉用具販売	36 特定介護予防福祉用具販売
	12	居宅介護住宅改修（事業者指定制度はない）	37 介護予防住宅改修（事業者指定制度はない）
	13	特定施設入居者生活介護	38 介護予防特定施設入居者生活介護
市町村長が指定・監督 地域密着型サービス	14	小規模多機能型居宅介護	39 介護予防小規模多機能型居宅介護
	15	認知症対応型通所介護	40 介護予防認知症対応型通所介護
	16	認知症対応型共同生活介護	41 介護予防認知症対応型共同生活介護
	17	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	地域密着型サービスは、原則として、事業所を指定した市町村の被保険者が利用。他市町村の地域密着型サービスを利用する場合は他市町村長の同意等の手続きが必要
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	19	夜間対応型訪問介護	
	20	地域密着型特定施設入居者生活介護	
21	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
22	地域密着型通所介護		
都道府県知事が指定・監督 施設サービス	23	介護老人福祉施設	
	24	介護老人保健施設	
	25	介護医療院	
	26	介護療養型医療施設	2023(令和5)年度末廃止
プラン	27	居宅介護支援	42 介護予防支援

介護保険から「7～9割」が給付

介護保険から「10割」が給付

市町村長が指定・監督

市町村長が指定・監督

【市町村特別給付】  
市町村は、「介護給付」「予防給付」のほかに、条例で定めて市町村特別給付を行うことができます（財源は、第1号被保険者の保険料のみで賄います）。





在宅（訪問、通所、短期入所、用具、ケアマネジメント）、施設（入居、入所）とサービス内容で整理すると27種類のサービス名を覚えやすくなります。



大区分	中区分	サービス名	サービス内容
在宅で利用するサービス	訪問	1 訪問介護	● 居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
		2 訪問入浴介護	● 居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護
		3 訪問看護	● 居宅において行う、療養上の世話又は必要な診療の補助
		4 訪問リハビリテーション	● 居宅において行う、リハビリテーション
		5 居宅療養管理指導	● 居宅において医師等により行われる療養上の管理及び指導
		6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が行う定期巡回と随時の対応
		7 夜間対応訪問介護	● 夜間において、訪問介護が行う定期巡回と随時の対応
	通所	8 通所介護	● 老人デイサービスセンター等に通所して行う介護等
		9 地域密着型通所介護	● 「定員18名以下」の通所介護
		10 通所リハビリテーション	● 病院、診療所等に通所して行うリハビリテーション
		11 認知症対応型通所介護	● 認知症の利用者に対する通所介護
		12 小規模多機能型居宅介護	● 通いを中心に訪問や泊まりを組み合わせた多機能なサービス
		13 看護小規模多機能型居宅介護	● 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス
	短期入所	14 短期入所生活介護	● 老人短期入所施設等で行うショートステイ
		15 短期入所療養介護	● 介護老人保健施設等で行うショートステイ
	用具	16 福祉用具貸与	● 杖や歩行器、車いすなどの福祉用具を貸与
		17 特定福祉用具販売	● 福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものの販売
		18 住宅改修	● 手すりの取付け、段差の解消などの小規模な住宅改修
	ケアマネジメント	19 居宅介護支援	● 居宅サービス計画の作成やサービス事業者との連絡調整
施設等のサービス	入居	20 特定施設入居者生活介護	● 有料老人ホームやケアハウスなどで行われる介護等
		21 地域密着型特定施設入居者生活介護	● 「定員29名以下」の介護専用型特定施設
		22 認知症対応型共同生活介護	● 認知症の利用者に対する家庭的な環境での共同生活の支援
	入所	23 介護老人福祉施設	● 原則要介護3以上の要介護者のための生活施設
		24 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	● 「定員29名以下」の介護老人福祉施設
		25 介護老人保健施設	● 要介護者にリハビリテーション等を提供し、在宅復帰を目指す施設
		26 介護医療院	● 医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設
27 介護療養型医療施設	● 医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設（2023（令和5）年度末廃止）		

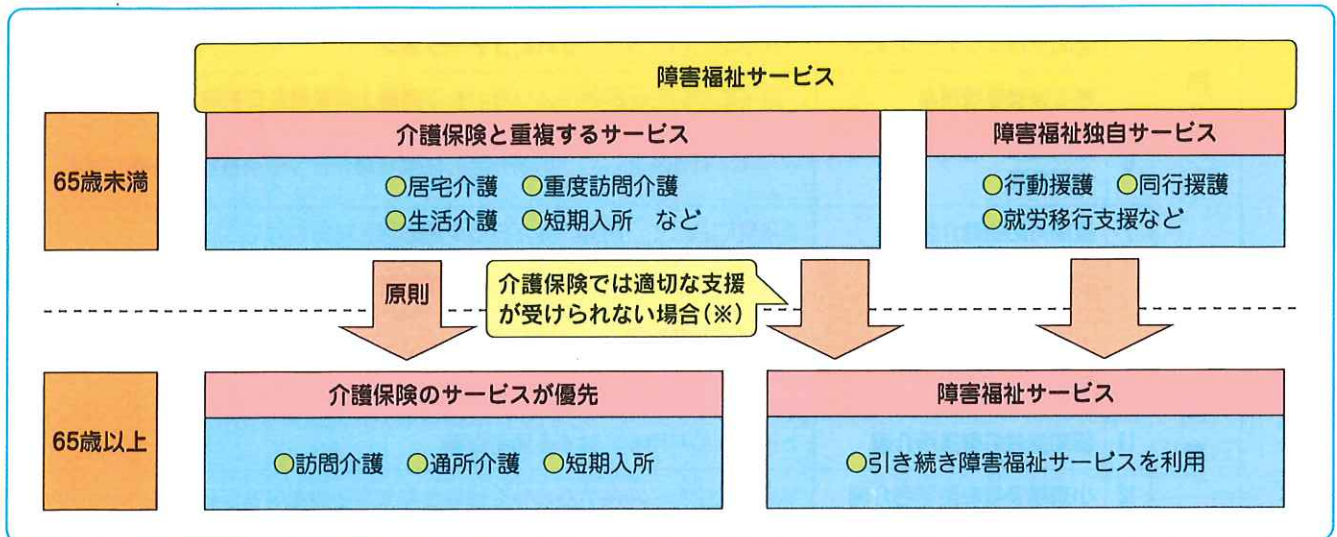


## ▶ 共生型サービス

障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、介護保険優先原則の下では、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合があります。



### ● 現状



(※) 障害の状況等にかんがみ、65歳前までと同様の事業所でないと、適切な支援が提供されないと判断される場合、利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や空きがない場合などの理由を市町村が判断

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用という観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者がともに利用できる「共生型サービス」が、介護保険、障害福祉それぞれに位置づけられました。



### ● 共生型サービスの対象サービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	● 訪問介護	↔	● 居宅介護 ● 重度訪問介護
デイサービス	● 通所介護	↔	● 生活介護 ● 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ● 児童発達支援 ● 放課後等デイサービス
ショートステイ	● 短期入所生活介護	↔	● 短期入所



## ▶ 区分支給限度基準額

限度額が適用されるサービス		区分支給限度基準額	要介護度	支給限度基準額
1	訪問サービス ● 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	<p>←</p> <p>要介護度に応じた限度基準額内で利用</p> <p>種類支給限度基準額</p> <p>※地域のサービス基盤に限りがある場合など、市町村が条例で定める種類ごとの限度基準額内で利用</p>	要支援 1	5032単位/月
2	通所サービス ● 通所介護、通所リハビリ、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など		要支援 2	10531単位/月
3	短期入所サービス ● 短期入所生活介護、短期入所療養介護など		要介護 1	16765単位/月
4	福祉用具貸与		要介護 2	19705単位/月
			要介護 3	27048単位/月
			要介護 4	30938単位/月
			要介護 5	36217単位/月

※居宅療養管理指導や入所・入居サービスは、区分支給限度基準額は適用されない

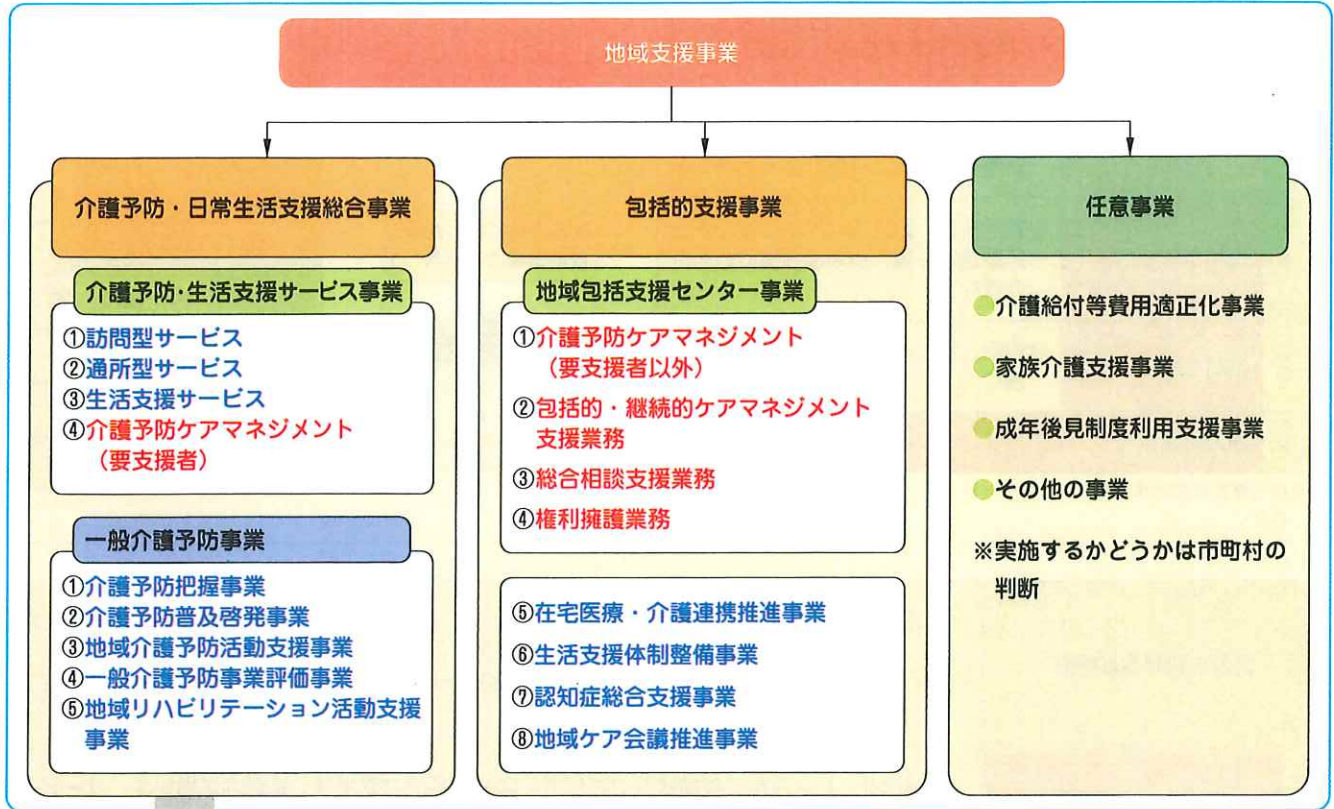
区分支給限度基準額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅サービス及び地域密着型サービスのうち、サービス種類ごとの相互の代替性の有無を考慮して、<b>月を単位</b>として支給限度基準額を設定する</li> <li>● 市町村は、条例で定めるところにより、支給限度基準額を超える額を基準額とすることができる</li> </ul>
種類支給限度基準額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のサービス基盤の整備状況に応じて、区分支給限度基準額の範囲内において、サービスの種類ごとに市町村が条例で定める</li> </ul>

## ▶ その他

利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険の利用者負担は、<b>1割負担</b>（第1号被保険者で一定所得以上は<b>2割または3割負担</b>）</li> <li>● 居宅介護支援、介護予防支援は利用者負担はない</li> </ul>	
特定入所者介護サービス費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険施設へ入所（入院）及び短期入所した場合、<b>食費と居住費（滞在費）</b>が原則自己負担となる</li> <li>● 低所得者に対して、<b>介護保険施設（短期入所含む）、地域密着型介護老人福祉施設</b>における「<b>居住費</b>」及び「<b>食費</b>」に対して、負担限度額を超える額を給付する</li> </ul>	
更新制度	事業所	● 「 <b>6年ごと</b> 」に更新を受けなければ、指定の効力がなくなる
	介護支援専門員	● 「 <b>5年ごと</b> 」に更新を受けなければ、業務に従事できなくなる
介護サービス情報の報告及び公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定介護サービス事業者は、<b>介護サービス情報</b>を<b>都道府県知事</b>に<b>報告</b>しなければならない</li> <li>● <b>都道府県知事</b>は、報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、報告の内容を公表しなければならない</li> </ul>	
保健福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>市町村</b>は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業など<b>第1号被保険者の保険料</b>を財源として、<b>保健福祉事業</b>を行うことができる</li> </ul>	



## ▶ 地域支援事業



<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>  要支援者、事業対象者(※)が対象	①訪問型サービス (第1号訪問事業)	●訪問介護に相当するものや、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援などを提供
	②通所型サービス (第1号通所事業)	●通所介護に相当するもののほか、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスなどを提供
	③生活支援サービス (第1号生活支援事業)	●栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
	④介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	●総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを提供
<b>一般介護予防事業</b>  第1号被保険者が対象	①介護予防把握事業	●収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
	②介護予防普及啓発事業	●介護予防活動の普及・啓発を行う
	③地域介護予防活動支援事業	●住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
	④一般介護予防事業評価事業	●介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
	⑤地域リハビリテーション活動支援事業	●介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

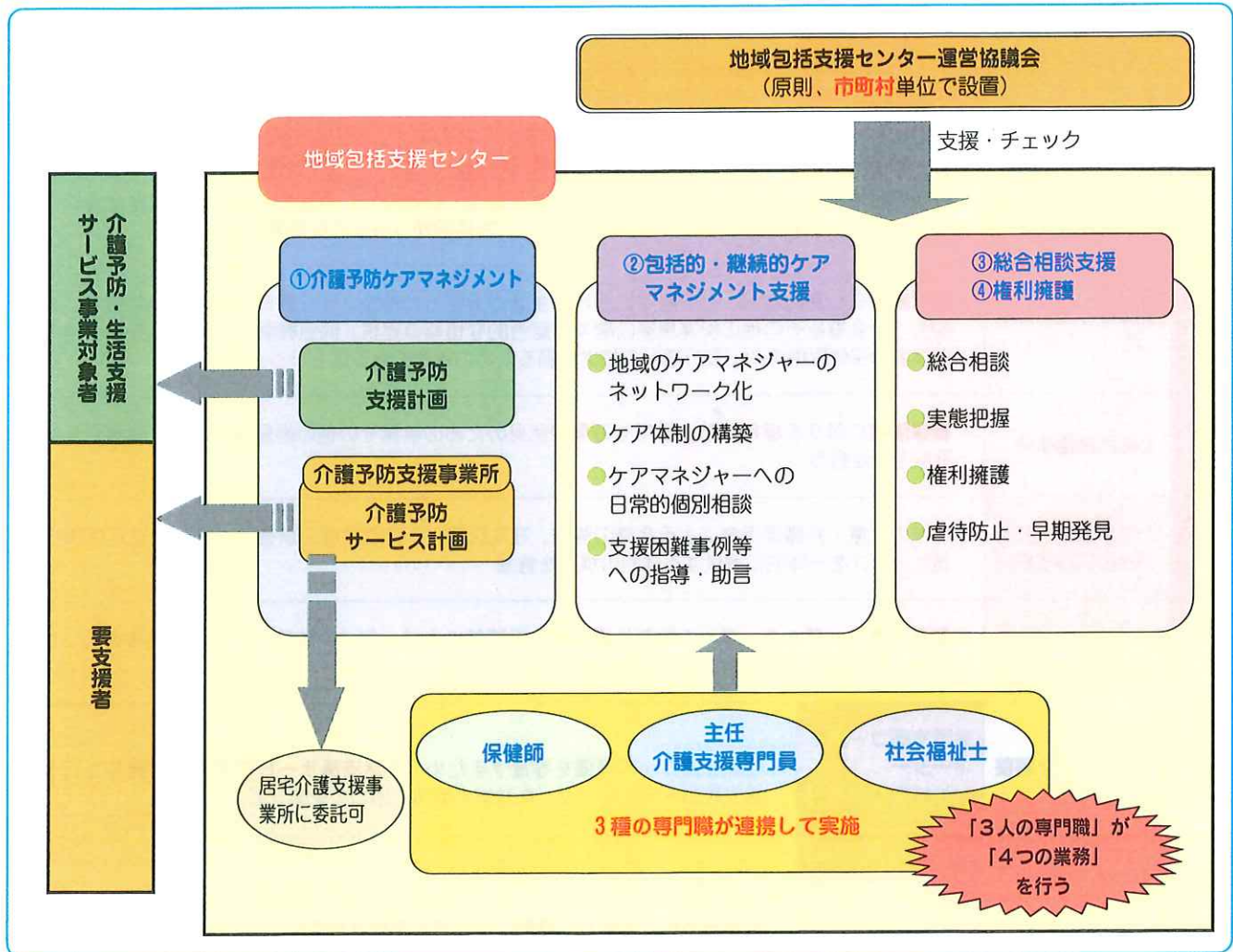
(※) 2021(令和3)年4月より、要介護認定によるサービスを受ける前から第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者(市町村が必要と認める者に限る)も対象



包括的支援事業	①介護予防ケアマネジメント(要支援者以外)	●基本チェックリスト該当者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う		
		基本チェックリスト	●介護予防・生活支援サービス事業対象者を選定するために、厚生労働省が作成したもので、25項目のチェック項目がある	
	②包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	●被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う		
	③総合相談支援業務	●被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う		
	④権利擁護業務	●被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う		
	⑥在宅医療・介護連携推進事業	●地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進		
	⑥生活支援体制整備事業	●生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進		
		生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	●生活支援体制の整備を推進するため、生活支援サービスの資源開発等を行う生活支援コーディネーターを地域の実情に応じて配置する	
		協議体	●生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進する	
	⑦認知症総合支援事業	●初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進		
認知症地域支援推進員		●市町村は、認知症総合支援事業を円滑かつ効果的に実施するため、認知症地域支援推進員を配置し、関係機関等との連絡調整を行う		
認知症初期集中支援チーム		●専門医や医療と介護の複数の専門職が認知症の人やその家族に初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行う		
⑧地域ケア会議推進事業	●地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進			
利用料	●市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる(利用料は市町村が定める)			



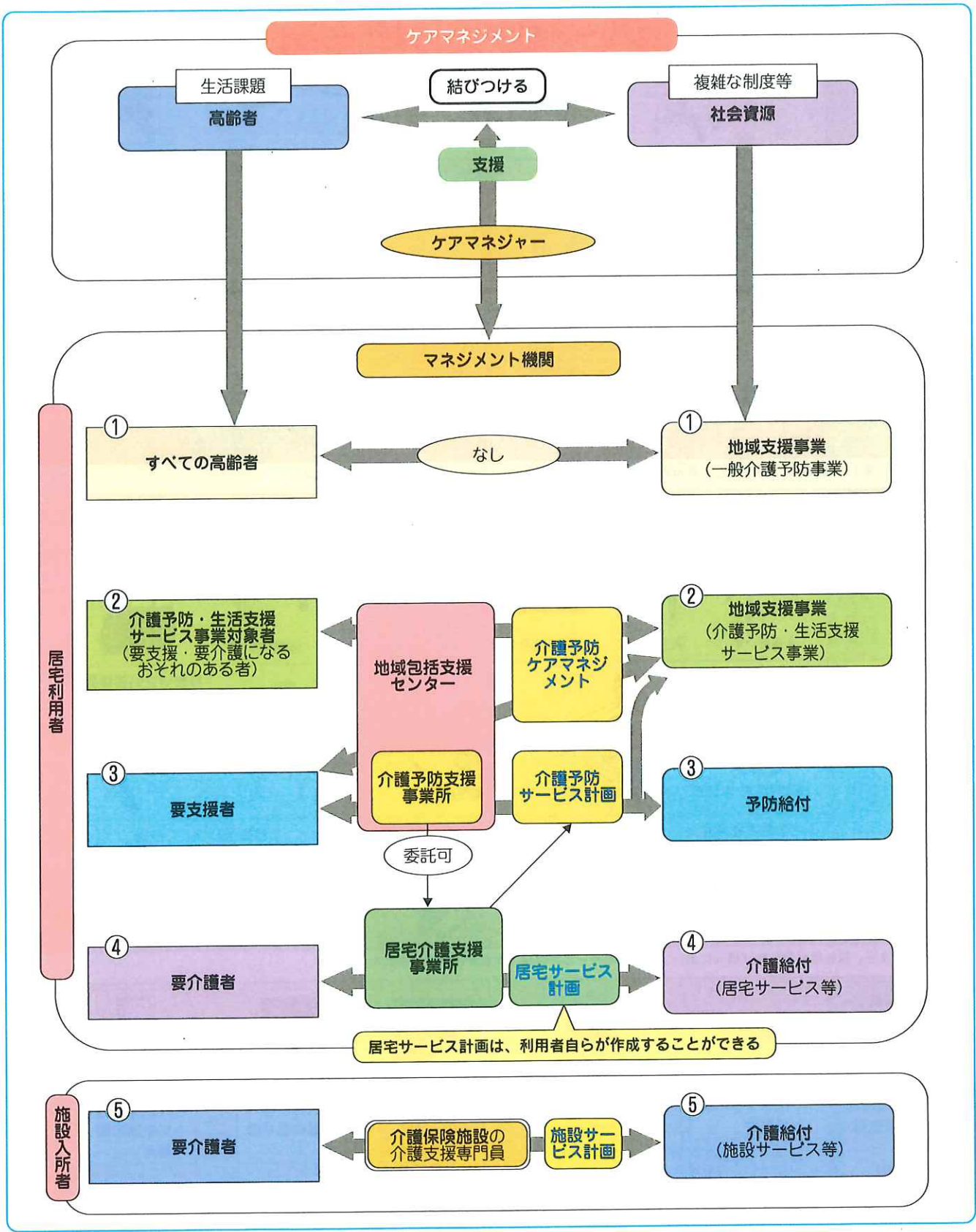
## ▶ 地域包括支援センター



設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村は、地域包括支援センターを設置することができる</li> <li>●「介護予防ケアマネジメント」及び「包括的支援事業」等の委託を受けた者は、あらかじめ、市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる</li> </ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満の区分を基本として、配置すべき常勤の職員数が設定されている</li> </ul>
遵守事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない</li> <li>●地域包括支援センターの職員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない</li> <li>●地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない</li> </ul>
情報公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村は、地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない</li> </ul>



### ▶ ケアマネジメント機関





## ▶ 老人福祉計画と介護保険事業計画

	老人福祉計画 老人福祉法に基づく計画	介護保険事業（支援）計画 介護保険法に基づく計画
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣は市町村老人福祉計画に参酌すべき標準を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣は、<b>基本指針</b>を定める</li> <li>厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県は、各市町村を通ずる広域的な見地から、<b>都道府県老人福祉計画</b>を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>基本指針</b>に即して、<b>3年を1期</b>とする都道府県介護保険事業支援計画を定める</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定める事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健福祉圏域ごとの<b>養護老人ホーム</b>及び<b>特別養護老人ホーム</b>の必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標</li> <li>都道府県は、<b>特別養護老人ホーム</b>の必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険事業計画の必要入所（利用）定員を勘案しなければならない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定める事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健福祉圏域ごとの<b>介護専用型特定施設入居者生活介護</b>、<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>及び<b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b>に係る<b>必要利用定員総数</b></li> <li><b>介護保険施設</b>の種類ごとの<b>必要入所定員総数</b></li> <li>介護給付等対象サービスの量の見込み</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>両者は<b>一体</b>のものとして作成されなければならない</li> <li><b>都道府県地域福祉支援計画</b>と<b>調和</b>が保たれたものでなければならない</li> <li>遅滞なく、<b>厚生労働大臣</b>に提出しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要入所定員総数を超過することを根拠として、指定・許可・認可をしないことができる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療介護確保促進計画に基づく<b>都道府県計画</b>及び<b>医療計画</b>と<b>整合性</b>の確保が図られたものでなければならない</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、<b>市町村老人福祉計画</b>を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>基本指針</b>に即して、<b>3年を1期</b>とする市町村介護保険事業計画を定める</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>定める事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において確保すべき<b>老人福祉事業の量の目標</b></li> <li>市町村は、目標を定めるに当たっては、介護保険事業計画の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案しなければならない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定める事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>日常生活圏域</b>ごとの<b>認知症対応型共同生活介護</b>、<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>及び<b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b>に係る<b>必要利用定員総数</b></li> <li><b>介護給付等対象サービス</b>の種類ごとの量の見込み</li> <li>地域支援事業の量の見込み</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>両者は<b>一体</b>のものとして作成されなければならない</li> <li><b>市町村地域福祉計画</b>と<b>調和</b>が保たれたものでなければならない</li> <li>あらかじめ、<b>都道府県の意見</b>を聴かなければならない</li> <li>遅滞なく、<b>都道府県知事</b>に提出しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要利用定員総数を超過することを根拠として、指定をしないことができる</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、施策の実施状況等に関する調査及び分析を行い、<b>計画の実績に関する評価</b>を行う</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ、<b>被保険者の意見</b>を反映させるために必要な措置を講ずる</li> </ul>



## ▶福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与品目	歩行補助つえ ※1本つえを除く	歩行器	手すり	スロープ
	車いす 利用者負担1～3割負担	車いす付属品	移動用リフト	認知症老人徘徊感知機器
	特殊寝台	特殊寝台付属品	床ずれ防止用具	体位変換器
自動排泄処理装置				

※要支援、要介護1の利用者は、原則として歩行補助つえ、歩行器、手すり、スロープの4品目が貸与できる。

福祉用具購入品目	入浴補助用具	入浴用いす	入浴台	浴槽用手すり	浴槽内外すのこ	浴槽内いす	入浴用介助ベルト
	腰掛便座	移動可能式・水洗式	和式便器腰掛式	補高便座	昇降便座	自動排泄処理装置付属品	
	排泄予測支援機器	膀胱	簡易浴槽	移動用リフトつり具	スリングシート		
※支給限度基準額 年間10万円		令和4年4月追加					

※平成24年度より、福祉用具貸与及び購入において福祉用具サービス計画の作成が義務づけられた。

住宅改修	利用者負担1～3割負担	①手すりの取り付け	②段差の解消	③滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	④引き戸等への扉の取り替え	⑤洋式便器等への便器の取り替え
※支給限度基準額 20万円		①～⑤に付帯する工事				

82 ※介護度が3段階以上上がったときや引っ越しをしたときは、再度、支給限度基準額の20万円が適用される。





老人福祉法の基本理念	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、<b>生きがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする</b></li> </ul>
	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、<b>社会的活動に参加するように努めるものとする</b></li> <li>●老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他<b>社会的活動に参加する機会</b>を与えられるものとする</li> </ul>
老人の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人福祉法では、「老人」を<b>定義していない</b></li> <li>●措置の対象者を、65歳以上の者（65歳未満の者であって<b>特に必要があると認められるもの</b>を含む）としている</li> </ul>	
市町村が行う措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村は、65歳以上で環境上及び経済的理由で居宅において養護が困難なものを<b>養護老人ホーム</b>に入所の措置をとる</li> <li>●市町村は、「<b>やむを得ない理由</b>」で、介護保険法に規定するサービスの利用が著しく困難な場合は、老人居宅介護等事業等の利用や特別養護老人ホームに入所の措置をとる</li> </ul>	
老人の日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人の日：9月15日、老人週間：15日～21日（老人福祉法第5条）</li> <li>●敬老の日：9月第3月曜日（国民の祝日に関する法律）</li> </ul>	
老人福祉の増進のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>地方公共団体</b>は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く<b>老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業</b>を実施するように努めなければならない</li> <li>●地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない</li> </ul>	
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね<b>60歳以上</b>の地域の高齢者が自主的に組織した、会員数おおむね30人以上の団体</li> <li>●市町村から活動費の一部について<b>助成</b>を受けることができる</li> <li>●<b>健康づくりを進める活動やボランティア活動</b>等を通じて地域を豊かにする各種活動を行っている</li> </ul>
有料老人ホーム	定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人を入居させ（<b>1人以上</b>）、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等ではないもの）</li> </ul>
	類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「<b>介護付</b>」（介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの）</li> <li>●「<b>住宅型</b>」（外部の介護サービスを利用するもの）</li> <li>●「<b>健康型</b>」（介護が必要になった場合退去するもの）</li> </ul>
	届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料老人ホームの設置者は、施設を設置しようとする<b>都道府県知事にあらかじめ届け出</b>なければならない</li> <li>●事業を廃止・休止しようとするときは、<b>1か月前</b>までに、都道府県知事に届け出なければならない</li> </ul>
	権利金、前払い金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>権利金その他の金品</b>（家賃、敷金及び介護等の対価として受領する費用を除く）を受領してはならない</li> <li>●家賃等の一部を<b>前払金</b>として受領するときは、必要な<b>保全措置</b>を講じなければならない</li> </ul>
	情報公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る<b>有料老人ホーム情報（サービス内容、利用料金など）</b>を、<b>都道府県知事に報告</b>しなければならない</li> <li>●都道府県知事は、上記の規定により報告された事項を<b>公表</b>しなければならない</li> </ul>



▶ 老人福祉施設と老人居宅生活支援事業

施設名		内容	老人福祉法に基づく措置
7種類 老人福祉施設	特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な人を入所させ、必要な援助を行う施設</li> </ul>	○
		介護保険 ● (地域密着型) 介護老人福祉施設	
	養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を入所させ、必要な援助を行う施設</li> </ul>	○
	軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上で、無料又は低額な料金を、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を提供する施設</li> <li>A型(食事を提供)、B型(自炊が原則)、ケアハウス(食事と生活支援サービスなどを提供、バリアフリー)、都市型(定員20名以下)がある</li> </ul>	
	老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料又は低額な料金を、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する</li> </ul>	
	老人介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・介護者・地域住民等からの相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の援助を総合的にを行う</li> </ul>	
	老人デイサービスセンター(事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設等に通わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行う</li> </ul>	○
	介護保険 ● 通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護		
老人居宅生活支援事業	老人短期入所施設(事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業を行う</li> </ul>	○
		介護保険 ● (介護予防)短期入所生活介護	
	老人居宅介護等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業を行う</li> </ul>	○
		介護保険 ● 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護	
	小規模多機能型居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の状況、置かれている環境等に応じて、「居宅」において、又は「サービスの拠点に通わせ」、もしくは「短期間宿泊」させ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を供与する事業を行う</li> </ul>	○
		介護保険 ● (介護予防)小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型老人共同生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム等、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う</li> </ul>	○
	介護保険 ● (介護予防)認知症対応型共同生活介護		
複合型サービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>「小規模多機能型居宅介護事業」と「訪問看護」等の複数のサービスを組み合わせて提供する事業</li> </ul>	○
		介護保険 ● 複合型サービス	

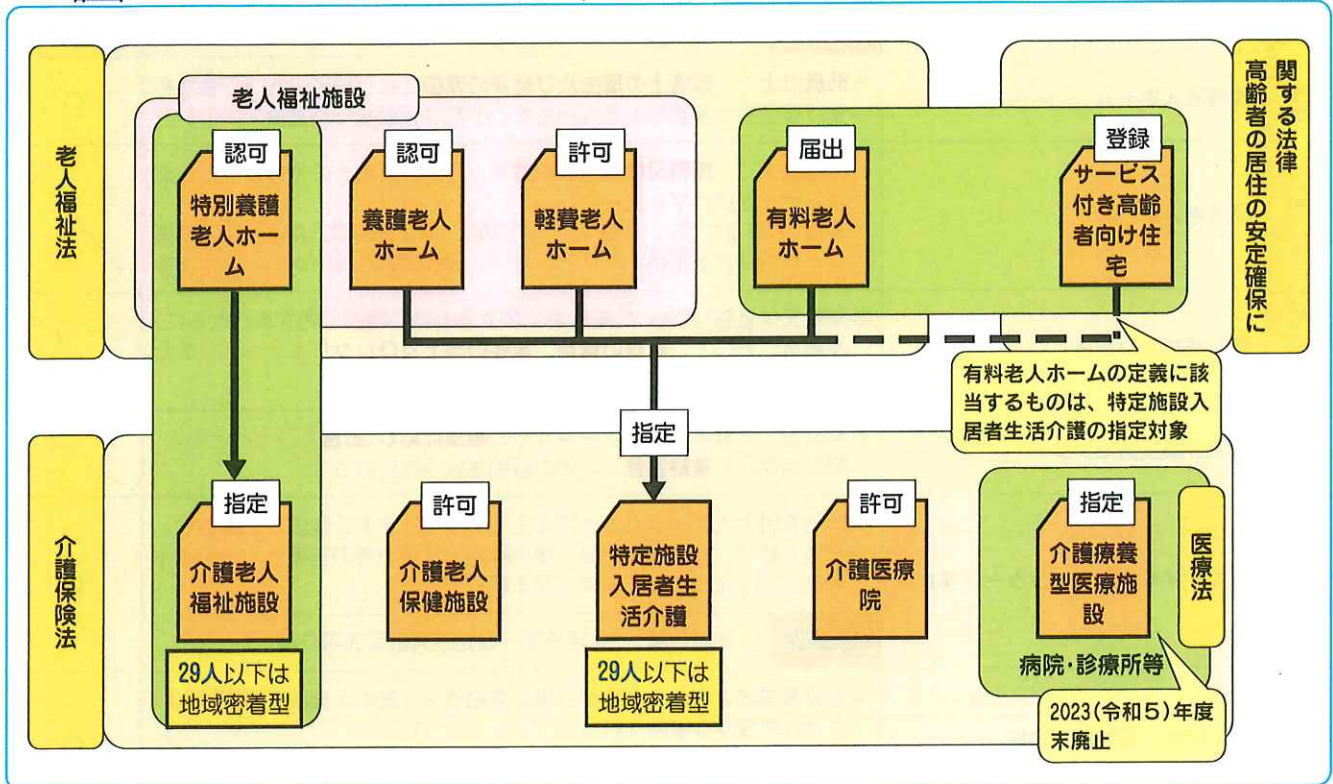


# 18 高齢者福祉に関するその他の制度

## ▶ 高齢者関連施設の分類



高齢者関係の施設は、どの法律に基づく施設なのかによって同じ施設でも名称等が異なります。どのような関係になっているのかを大まかにイメージできるようになりましょう。



<p><b>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人福祉法において認可を受けた<b>特別養護老人ホーム</b>が、<b>介護保険法の指定</b>を受けた施設</li> <li>● 老人福祉法に基づく<b>措置施設</b>でもあり、介護保険法に基づく<b>契約施設</b>でもある</li> </ul>
<p><b>介護老人保健施設</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設根拠は、介護保険法に規定されている。<b>介護保険法で許可</b>を受ければ、改めて指定を受ける必要はない</li> </ul>
<p><b>介護療養型医療施設</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>病院・診療所、老人性認知症疾患療養病床を有する病院</b>が、原則として病棟単位に介護保険の<b>指定</b>を受ける (2023 (令和5) 年度末廃止)</li> </ul>
<p><b>介護医療院</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護医療院の開設根拠は、介護保険法に規定されている。<b>介護保険法で許可</b>を受ければ、改めて指定を受ける必要はない</li> </ul>
<p><b>特定施設入居者生活介護</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特定施設</b>とは、<b>有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</b>をいう</li> <li>● 特定施設のうち、指定基準を満たすと、特定施設入居者生活介護の<b>指定</b>を受けることができる</li> </ul>



## ▶ 住宅施策

<p><b>高齢者の居住の安定確保に関する法律</b> (2001 (平成13) 年施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設け</b>、高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的とする</li> <li>● <b>国土交通大臣及び厚生労働大臣は</b>、高齢者の居住の安定の確保に関する<b>基本的な方針</b>を定める</li> </ul>	
<p><b>サービス付き高齢者向け住宅</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準を満たす住宅は、<b>都道府県知事の登録</b>を受けることができる</li> <li>● この制度に登録すれば、<b>有料老人ホームの届出は不要</b></li> <li>● 所定の登録要件を満たしたサービス付き高齢者向け住宅の建設や改修等に対しては、国の補助制度がある</li> </ul>	
	<p><b>登録基準</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居室は原則<b>25m<sup>2</sup>以上</b> (台所などが共有の場合は18m<sup>2</sup>以上)</li> <li>● サービスの提供 (<b>状況把握サービス</b>、<b>生活相談サービス</b>)</li> <li>● 前払い家賃などの保全措置など</li> </ul>
<p><b>終身建物の賃貸借</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 終身建物賃貸借契約とは、<b>賃借人が死亡することによって賃貸借契約が終了</b>する(相続されない)契約をいう</li> </ul>	
	<p><b>入居者の要件</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居者本人が<b>60歳以上</b>であること、かつ、入居者本人が<b>単身</b>であるか、同居者が<b>配偶者もしくは60歳以上の親族</b>であること</li> </ul>
<p><b>公営住宅法</b> (1951 (昭和26) 年施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国、地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを<b>住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸</b>する</li> <li>● 地方公共団体は、公営住宅の入居者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、<b>家賃を減免</b>することができる</li> <li>● 公営住宅の入居者が死亡した場合、その死亡時に同居していた者は、事業主体の承認を受けて、<b>引き続き、当該公営住宅</b>に居住することができる</li> </ul>	
<p><b>シルバーハウジング</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー化された「公営住宅」等と<b>生活援助員 (ライフサポートアドバイザー)</b>による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅</li> <li>● 生活援助員は、居住している高齢者に対し、必要に応じ<b>生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助・緊急時対応</b>等のサービスを行う</li> </ul>	
<p><b>住宅セーフティネット法(※)</b> (2007 (平成19) 年施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度</b>、登録住宅の改修や入居者への<b>経済的支援</b>、住宅確保要配慮者の<b>居住支援</b>などを定めた法律</li> <li>● <b>国及び地方公共団体は</b>、<b>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</b>に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない</li> <li>● <b>民間賃貸住宅を賃貸する事業者</b>は、国及び地方公共団体が講ずる<b>住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進</b>のための施策に協力するよう努めなければならない</li> </ul>	
	<p><b>住宅確保要配慮者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低額所得者、<b>被災者</b>、高齢者、障害者、<b>子育て世帯</b>、その他住宅の確保に特に配慮を要する者</li> </ul>
	<p><b>登録制度</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、<b>都道府県に登録</b>をすることができる</li> <li>● 都道府県は、登録住宅の改修への支援、<b>要配慮者に対する家賃低廉化補助</b>を行うことができる</li> </ul>
<p><b>居住支援法人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県は、居住支援に取り組む法人を<b>住宅確保要配慮者居住支援法人</b>として指定することができる</li> </ul>	

(※) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律



# 31 高齢者虐待

【穴埋めチェック2024】  
P.113～P.118参照



## ▶ 虐待防止関連法のまとめ

平成17年11月公布

平成23年6月公布

平成12年5月公布

平成13年4月公布

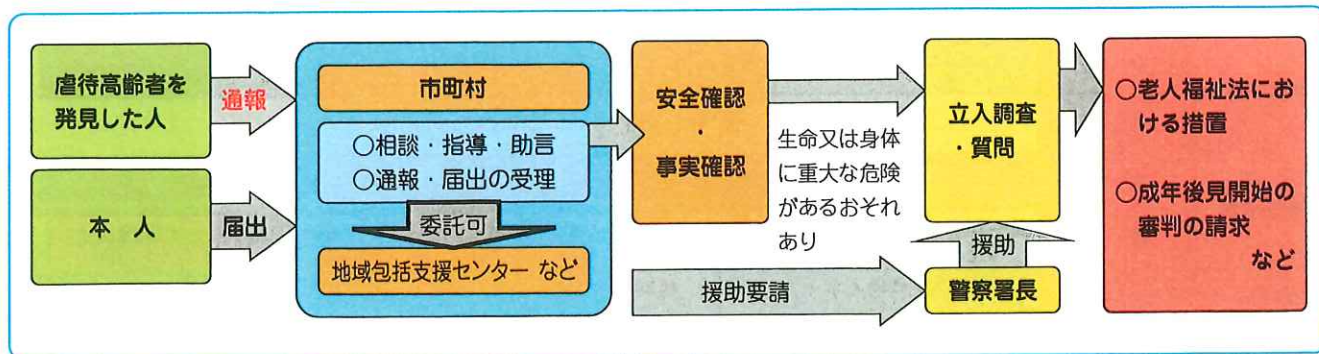
		高齢者虐待防止法 (平成18年4月施行)	障害者虐待防止法 (平成24年10月施行)	児童虐待防止法 (平成12年11月施行)	配偶者暴力防止法 (平成13年10月施行)
虐待の定義	対象	65歳以上の者 (65歳未満の養介護施設 に入所する障害者等を含む)	身体障害者 知的障害者 精神障害者 (発達障害を 含む)	保護者が監護する児童 (18歳未満)	配偶者(事実婚を含む)等 からの暴力を受けた者
	身体的虐待	○	○	○	配偶者からの身体に対する 暴力又はこれに準ずる 心身に有害な影響を及ぼ す言動
	心理的虐待	○	○	○	
	性的虐待	○	○	○	
	ネグレクト	○	○	○	
経済的虐待	○	○	○		
通報	発見した人	●虐待を発見し、高齢者の 生命又は身体に重大な危険 が生じている場合は通報義務 ●虐待を受けたと思われる 高齢者を見つけた場合は、 通報努力義務	●虐待を受けたと思われる 障害者を見つけた場合は 通報義務	●虐待を受けたと思われる 児童を見つけた場合は 通報義務	●配偶者からの暴力(身体的 暴力のみ)を受けている者 を見つけた場合は、通報努力 義務
	専門職等	●関係団体、専門職は、 高齢者虐待の早期発見 努力義務 ●施設従事者等は、職員 による虐待を「受けたと思 われる」者を見つけた場合 は、通報義務	●関係団体、専門職は、 障害者虐待の早期発見 努力義務 ●施設従事者等による虐 待を受けたと思われる者 を見つけた場合は、通報 義務 ●使用者による虐待を受 けたと思われる者を見 つけた場合は、通報義務	●関係団体、専門職は、 児童虐待の早期発見 努力義務	●医療関係者は、暴力によ って負傷などした者を見 つけたときは、通報する ことができる ●通報は、本人の意思を 尊重するよう努めなければ ならない
	通報先	●市町村	●市町村など	●市町村、児童相談所な ど	●配偶者暴力相談支援セ ンター、警察官
対応	通報を受けた 場合	●事実確認 ●立入調査など	●事実確認 ●立入調査など	●児童の安全確認 ●児童委員や児童福祉司 等による立入調査など	●配偶者暴力相談支援セ ンターによる助言など ●福祉事務所による自立 支援など
	一時保護	●市町村による老人短期 入所施設等への措置	●市町村による障害者福 祉施設等への措置	●児童相談所による一時 保護	●婦人相談所(女性相談 支援センター(2024年 度～))等による一時 保護
	警察署長等	●立入調査などに協力	●立入調査などに協力	●立入調査などに協力	●被害の発生を防止する ために必要な援助
	措置等	●面会の制限 ●市町村長による成年後 見開始の審判など	●面会の制限 ●市町村長による成年後 見開始の審判など	●施設入所等の措置 ●面接・通信の制限 ●接近禁止 ●親権の喪失の審判など	●地方裁判所の保護命令 ・接近禁止(6か月) ・住居からの退去(2 か月)など



## ▶ 高齢者虐待防止法の内容

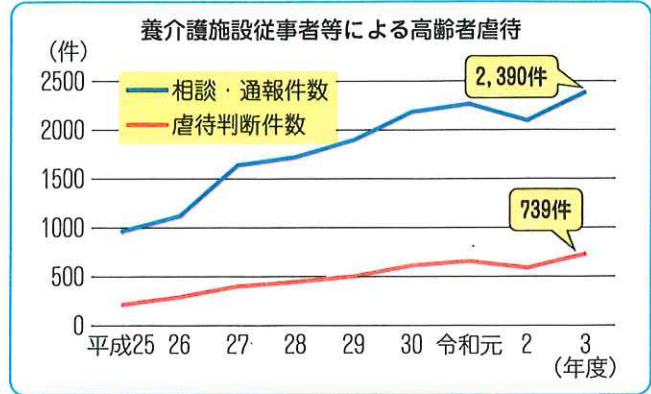
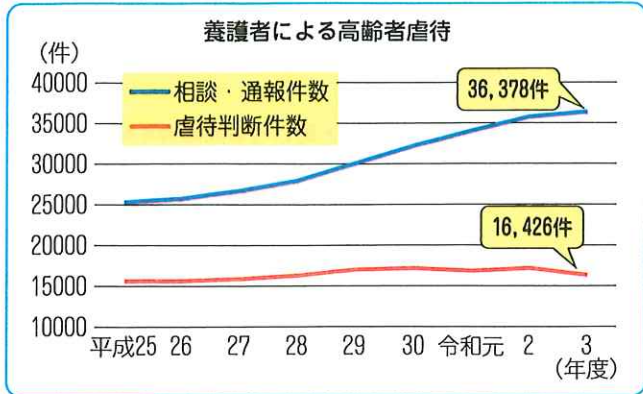
通報義務	養護者による虐待	●養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の <b>生命又は身体に重大な危険が生じている場合は</b> 、速やかに、これを <b>市町村</b> に通報しなければならない
	養介護施設従事者等による虐待	●養介護施設従事者等は、施設従事者等による <b>高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は</b> 、速やかに、 <b>市町村</b> に通報しなければならない ●養介護施設従事者等は、この通報をしたことを理由として、 <b>解雇その他不利益な取扱いを受けない</b>
	●高齢者虐待の通報は、守秘義務に関する法律の規定に妨げられない	
養護者による虐待への対応	通報等を受けた場合の措置	●通報を受けた市町村は、速やかに、当該高齢者の <b>安全の確認</b> など、通報又は届出に係る <b>事実確認</b> を行い、地域包括支援センターなどに対応策を検討する
	居室の確保	●市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を採るために必要な <b>居室を確保</b> するための措置を講ずる
	立入調査	●虐待により、高齢者の <b>生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合は</b> 、地域包括支援センターの職員などに、 <b>高齢者の住所、居所などに立ち入り、必要な調査又は質問</b> をさせることができる
	警察署長に対する援助要請	●市町村は、立入調査又は質問をさせる場合、必要がある場合は、 <b>警察署長に援助を求める</b> ことができる
	老人福祉法による措置	●市町村は、必要に応じ、高齢者を一時保護するために、特別養護老人ホームへの入所など <b>老人福祉法に基づく措置</b> などを行う
	面会の制限	●老人福祉法に基づく措置が採られた場合は、市町村長又は施設長は、養護者について高齢者との <b>面会を制限</b> することができる
養介護施設従事者による虐待への対応	通報等を受けた場合の措置	●市町村が施設内虐待の通報を受けたときは、市町村長は、速やかに <b>老人福祉法又は介護保険法の規定による権限</b> を適切に行使しなければならない
	公表	● <b>都道府県知事</b> は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする

## ▶ 虐待高齢者への対応





## ▶ 高齢者虐待のデータ



### ● 養護者による虐待

虐待の種類	身体的	11,310件 (67%)					身体的虐待が最も多い	
	心理的	6,638件 (40%)						
	介護等放棄	3,225件 (19%)						
被虐待者	性別	女性 76%			男性 24%			
	年齢	65~74歳 22%	75~79歳 19%	80~84歳 25%	85~89歳 21%	90歳以上 13%		
	要介護認定	認定済み 68%			未申請等			
	認知症	認知症自立度Ⅱ以上 72%		Ⅰ又はなし				
虐待者	家族形態	虐待者との同居 53%		虐待者及び他家族と同居 35%		虐待者と別居 12%		
	続柄	息子 39%		夫 23%	娘 19%	妻 7%	その他	
対応状況	相談・通報者	警察 33%		介護支援専門員 25%	介護保険 専門員 5%	家族・親族 8%	本人 6%	その他
	分離	被虐待者と分離 21%		分離していない 52%				
	分離の方法	介護保険サービス利用 34%		医療機関への一時入院 17%	やむを得ない事由等による措置 14%	緊急一時保護 9%	その他	

### ● 養介護施設従事者等による虐待

虐待の種類	身体的	703件 (52%)							
	心理的	521件 (38%)							
被虐待者	性別	女性 71%					男性 29%		
	年齢	65~74歳 10%	75~79歳 9%	80~84歳 17%	85~89歳 26%	90~94歳 21%	95歳以上 13%	その他	
虐待者	施設の種別	特別養護老人ホーム 31%		有料老人ホーム 30%		認知症対応型 共同生活介護 14%	介護老人 保健施設 5%	その他	

資料：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況などに関する調査結果」（令和3年度）





## ▶ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

超高齢社会のなかで、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、令和3年4月より、事業主に対し、70歳までの就業機会の確保を努力義務とする改正が行われました。

<b>高齢者等の雇用の安定等に関する法律</b> (昭和46年施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者等に対する就業の機会の確保を図る</li> </ul>	
<b>高齢者の安定した雇用の確保の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の定年の定めをする場合には、<b>60歳</b>を下回ることができない</li> </ul>	
	<b>65歳までの雇用確保(義務)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳未満の定年を定めた場合は、<b>65歳までの安定した雇用を確保</b>するために、<b>定年の引上げ、継続雇用制度、定年の廃止</b>のいずれかを講じなければならない</li> </ul>
	<b>70歳までの就業確保(努力義務)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>65歳から70歳までの就業機会を確保</b>するため、定年の引上げ、継続雇用制度、業務委託契約の締結制度の導入などの措置を講じるように<b>努めなければならない</b></li> </ul>
<b>シルバー人材センター</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>都道府県知事</b>が市町村ごとに指定する一般社団法人又は一般財団法人</li> <li>● 定年退職者(おおむね<b>60歳以上</b>)等の高齢者に対し、<b>臨時的・短期的</b>、又は<b>軽易な業務</b>の機会を提供する</li> <li>● 都道府県が市町村ごとに指定する業種においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業が可能</li> </ul>	

## ▶ 福祉と就労に関する用語

<b>ワークフェア</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的扶助の受給条件として就労や職業訓練などの活動を義務づける政策</li> </ul>
<b>ベーシックインカム</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低限所得保障の一種で、政府がすべての国民に対して一定の現金を定期的に支給するという政策</li> </ul>
<b>アクティベーション</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得保障と並列して、就労促進のための職業訓練と社会サービスを提供する政策</li> </ul>
<b>ディーセント・ワーク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 働きがいのある、人間らしい仕事</li> </ul>
<b>アウトソーシング</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の一部を外部企業に委託すること</li> </ul>
<b>ワーク・ライフ・バランス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事と個人の生活のバランスを維持しながら、仕事と生活の調和を目指すもの</li> </ul>



社会福祉士・国家試験対策用語集

高齢者福祉



---

## アルツハイマー型認知症

認知症で最も多いタイプの変性疾患による認知症で、記憶障害から始まる場合が多い。他の主な症状は、段取りが立てられない、気候に合った服が選べない、薬の管理ができないなどである。

---

## 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、に関する制度を設け、また、子の養育、家族の介護、を容易にするため、所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置、労働者等に対する支援措置などを規定する。これらにより、雇用の継続および再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的とする。

---

## 一般介護予防事業

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の1つで、介護保険制度の2014年制度改正により、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業に見直し・新設された。

---

## 介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものである。

---

## 介護休業

「育児・介護休業法」において、労働者が、同法の規定により、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業と定義されている。

---

## 介護給付

被保険者の要介護状態に関する保険給付であり、要介護被保険者が対象である。

---

## 介護支援専門員（ケアマネジャー）

[care manager]

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村や、これらの事業を行う者等との連絡調整等を行う者である。「介護保険法」に規定されている専門職で、一定の実務経験、実務研修受講試験、研修を経た上で登録が必要である。

---

## 介護認定審査会

原則的に市町村が設置する要介護等認定の審査判定業務を行う機関。市町村は審査判定の結果に基づき要介護等の認定を行う。

---

## 介護報酬

事業者が利用者にサービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用である。

---

## 介護保険事業（支援）計画

「介護保険法」に規定される市町村および都道府県に策定が義務づけられている計画（市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画）であ



る。厚生労働大臣の定める基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施（の支援）に関する計画である。

### 介護保険施設

「介護保険法」8条24項に規定されている、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院である。なお、指定介護療養型医療施設については同項からは削除されており、2018（平成30）年度から順次介護医療院に転換されている（6年間の経過措置あり）。

### 介護保険審査会

都道府県に設置される介護保険制度における不服申立についての審査庁（第三者機関）である。

### 介護保険法

1997（平成9）年制定、2000（平成12）年施行。従来の福祉サービスの提供方法と異なり、措置から利用（契約）への移行、社会保険方式に特徴がある。

### 介護予防サービス計画

居宅サービス計画を参照。

### 介護老人保健施設

介護保険施設の1つ。要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

### 共生型サービス

介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくするために、2017年制度改正で「（共生型）居宅サービスの指定の特例」として設けた。

### 居宅サービス [介護保険]

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売のことをいう。

### 居宅サービス計画

指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類および内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定める計画。要支援者の場合は、介護予防サービス計画。

### ケアマネジメント

[care management]

日本における伝統的な社会福祉援助技術の分類では、間接援助技術または関連援助技術に位置づけられ、さまざまな社会資源と利用者を結びつける。介護保険制度下では、介護支援専門員が行う業務のことを指す。

### 軽養老人ホーム

「老人福祉法」に規定される老人福祉施設の1つで、無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。

### 血管性認知症

脳梗塞や脳出血、脳動脈硬化などによる、神経細胞の死亡や神経のネットワーク破壊に起因する。記憶障害や言語障害などが現れやすく、アルツハイマー型認知症と比べて早いうちから歩行障害が出やすい。

### 健康増進計画

「健康増進法」に定められる計画で、都道府県は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定めるもの（策定義務）、市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）を定めるよう努めるもの（努力義務）とされている。

### 健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定め、国民保健の向上を図ることを目的とした



法律。制定は2002（平成14）年。

### 健康手帳

「健康増進法」に規定される、自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳。以前は「老人保健法」に規定されていた。

### 行動・心理症状（BPSD）

[behavioral and psychological symptoms of dementia]

認知症の進行に伴い、記憶障害、判断力低下、見当識障害、言語障害（失語）、失行、失認などの中核症状に加え、環境や周囲の人びととの関わりの中で、感情的な反応や行動上の反応が症状として発現する、せん妄、抑うつ、興奮、徘徊、睡眠障害、妄想などの症状。周辺症状とも呼ばれる。

### 高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢者退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済および社会の発展に寄与することを目的としている。

### 高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合が高齢化率である。高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

### 高齢者医療確保法（高齢者の医療の確保に関する法律）

「老人保健法」を、改正・改称した法律。後期高齢者医療制度、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、医療費適正化計画、特定健康診査、などについて規定している。

### 高齢社会対策基本法

①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社

会、②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会を基本的理念とした法律。1995（平成7）年制定。

### 高齢社会対策大綱

「高齢社会対策基本法」に規定され、政府が定めなければならないとされている。これまでに1996（平成8）年、2001（平成13）年、2012（平成24）年、2018（平成30）年の4回閣議決定されている。

### 高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているものである。

### 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、「養護者に対する支援」により、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

### 高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるなど、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することが目的の法律。

### 国民生活基礎調査

「統計法」に基づく基幹統計調査で3年ごとに大規模な調査、中間の各年には簡易な調査が実施されている。保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的としている。



### 財政安定化基金

「介護保険法」に規定される、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、都道府県が設ける基金。

### 在宅介護支援センター

「老人福祉法」に規定される老人介護支援センター。高齢者や家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関やサービス事業者等との連絡調整を行う機関。2005年制度改正によって2006（平成18）年度からは「介護保険法」に基づく地域包括支援センターが設置されるようになり、在宅介護支援センターの統廃合が進んでいる。

### サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」に規定される高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームで、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として都道府県に登録した事業。2011（平成23）年に従来の高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良住宅（高優賃）を統合して創設された。

### 施設サービス計画

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定める計画である。

### 市町村特別給付

介護保険制度における法定給付（介護給付・予防給付）の他にを行うことができるとされている市町村の独自給付。財源は原則第1号被保険者の保険料で賄う。

### 指定介護予防支援事業者

地域包括支援センターの設置者の申請により、市町村が指定する要支援者に対するケアマネジメント（介護予防支援事業）を行う事業所。

### 指定介護老人福祉施設

介護保険施設の1つ。特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上で開設者の申請があったものについて申請に基づき都道府県知事が指定する。なお、29人以下は、地域密着型指定介護老人福祉施設である。

### 指定居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業（ケアマネジメント）を行う事業所で、市町村が指定する。

### 終身建物賃貸借

「高齢者住まい法」に規定される、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者または同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸（賃借人が死亡したときに終了する借契約）する事業。

### シルバーサービス振興会

シルバーサービスの質の向上とその健全な発展を図ることを目的に1987（昭和62）年3月に設立された団体。認定基準を満たした良質なサービスに対してシルバーマークを交付している。

### シルバー人材センター

「高年齢者雇用安定法」に規定される、原則として市町村単位に置かれている都道府県知事の認可を受けた一般社団法人または一般財団法人。定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務の提供などを行う。

### 新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

2012（平成24）年に公表されたオレンジプラン（認知症施策推進5か年計画）を修正したもの。①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発およびその成果の普及の推進、⑦認知症の人の



やその家族の視点の重視、の7つを柱としていた。

### 新ゴールドプラン（新・高齢者保健福祉推進10か年戦略）

1994（平成6）年12月に当時の大蔵・厚生・自治の3大臣が合意した。1993（平成5）年に都道府県および市町村に老人保健福祉計画の策定が義務づけられたが、その結果ゴールドプランの目標では不十分なことがわかり、ゴールドプランが見直されたもので、計画期間はゴールドプランと同様に1999（平成11）年度末までであった。

### 身体拘束ゼロへの手引き

2001（平成13）年3月に厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」により作成された。身体拘束がもたらす弊害を述べる中で、身体拘束は、看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあることを指摘している。

### 全国医療費適正化計画

「高齢者医療確保法」に規定。厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化基本方針を定めるとともに、6年ごとに、6年を1期として「全国医療費適正化計画」を定めるものとされている。

### 全国有料老人ホーム協会

1982（昭和57）年に入居者の保護と事業の健全な発展を目的に「社団法人全国有料老人ホーム協会」として設立された。2013（平成25）年に社団法人から公益社団法人へ移行した。

### 前頭側頭型認知症

大脳の前頭葉と側頭葉が萎縮する非アルツハイマー型の変性疾患による認知症。会話中に突然立ち去る、万引きをする、同じ行為を繰り返すなどの性格変化や社交性の欠如が現れやすい。ピック病が代表例。

### 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護保険制度の地域支援事業の1つ。「第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と「一般介

護予防事業」からなる。

### 第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護保険制度の2014年制度改正で創設された「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」の1つで、居宅要支援被保険者等に対して行う事業。訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業がある。

### ターミナルケア

終末期におけるケア。

### 地域ケア会議

地域支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体（関係者等）により構成される会議。2014年制度改正で、市町村に設置する努力義務が規定された。

### 地域支援事業

「介護保険法」に規定される、被保険者の要介護状態等となることの予防や、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業である。

### 地域包括ケアシステム

「医療介護総合確保法」で、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制と定義されている。

### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域支援事業の第1号介護予防支援事業と包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。2005年制度改正で創設された。



---

### 地域密着型サービス

「介護保険法」に規定される、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および複合型サービスのことをいう。

---

### 特定疾病

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であるとして、政令で定められるものである。介護保険の第2号被保険者が、保険給付を受けられるのは、特定疾病によって生じたものに限られる。16の特定疾病が定められている。

---

### 特別徴収

介護保険の第1号被保険者のうち、年金額が一定以上（年額18万円以上）の者は、年金から保険料が差し引かれる。制度創設当初は老齢給付のみが対象であったが、2005年制度改正で、障害給付、遺族給付も対象となった。

---

### 特別養護老人ホーム

老人福祉施設の1つ。「介護保険法」の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給などに係る者等を入所させ、養護することを目的とする施設。

---

### 任意事業

地域支援事業には、「行うもの」とされている総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）、包括的支援事業の他に、「行うことができる」とされている任意事業として、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃助成事業などを想定）が規定されている。

---

### 認知症

脳の細胞が死ぬ、働きが悪くなることなどにより、記憶・判断力の障害などが起こり、意識障害はないものの日常生活・社会生活や対人関係に支障が出て

いる状態（およそ6ヵ月以上継続）。変性疾患によるものと血管性認知症がある。

---

### 認知症施策推進大綱

2019（令和元）年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しようとするものである。

---

### 長谷川式簡易知能評価スケール（改訂版）

長谷川和夫が1974年に開発した認知症の診断指標。1991年に改訂された。9つの質問項目があり、5～10分程度で実施できる。

---

### バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

2006（平成18）年に、「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」、「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」を一本化する形で制定された法律。

---

### 包括的支援事業

介護予防マネジメントなど地域包括支援センターの運営として行われる事業。2014年制度改正では、地域包括支援センターの運営に加えて、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、生活支援サービスの体制整備、を充実させることになった（新たに規定されたものは地域包括支援センター以外も可）。

---

### 有料老人ホーム

「老人福祉法」に規定され、老人を入居させ、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、その他の日常生活に必要な便宜で厚生労働省令で定めるもの（介護等）の供与をする事業を行う施設であり、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものである。



---

## 要介護者

65歳以上の要介護状態の者、または40歳以上65歳未満の要介護状態の者で要介護状態の原因が特定疾病により生じたもの。要支援者についても同様である。

---

## 要介護等認定（要介護認定または要支援認定）

介護保険の給付を受けるために必要な保険者（市町村）の（保険事故が発生したという）認定。

---

## 介護老人ホーム

老人福祉施設の1つ。65歳以上の者であって、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設である。

---

## 予防給付

被保険者の要支援状態に関する保険給付であり、要支援被保険者が対象である。

---

## 利用者負担【介護保険】

介護保険制度では自己負担は原則1割である。2014年制度改正において、第1号被保険者で一定以上所得者は2割、2017年制度改正では2割負担者のうち特に所得の高い層は3割となった。居宅介護支援または介護予防支援については自己負担はなく10割が給付される。

---

## レビー小体型認知症（DLB）

〔dementia with Lewy bodies〕

脳の神経細胞に「レビー小体」が発現する変性疾患による認知症。幻視や筋肉のこわばり（パーキンソン症状）などを伴う。アルツハイマー型認知症に次いで多い認知症で、男女比では男性のほうが多い。

---

## 老人医療費の無料化

1973（昭和48）年を福祉元年と政府が呼んだ理由

の1つであり、「老人福祉法」を改正し老人医療費支給制度（医療保険の自己負担分を公費で負担）が実施された。「老人保健法」（1982〔昭和57〕年）は、自己負担分の復活を制定の趣旨の1つとしていた。

---

## 老人家庭奉仕員

訪問介護員（ホームヘルパー）の旧呼称。「老人福祉法」の制定時に法定化された。

---

## 老人福祉計画

「老人福祉法」により規定される計画。市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を、都道府県は市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（都道府県老人福祉計画）を定めるものとされている。

---

## 老人福祉指導主事

「老人福祉法」6条、7条に規定される社会福祉主事のことである。市町村福祉事務所には必置、都道府県福祉事務所には任意設置である。

---

## 老人福祉法

「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ること」（老人福祉法1条）を目的とする法律。

---

## 老年人口

65歳以上の人口。一般向けには「高齢者（65歳以上）人口」などという場合もある。



## 高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 126 「令和 5 年版高齢社会白書」(内閣府)に示された日本の高齢者を取り巻く社会情勢に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 人口の高齢化率は、2022 年(令和 4 年)10 月 1 日現在で、約 16 %となっている。
- 2 高齢化率の「倍加年数」をアジア諸国で比較すると、韓国は日本よりも短い年数となっている。
- 3 総人口に占める 75 歳以上の人口の割合は、2070 年(令和 52 年)に約 40 %に達すると推計されている。
- 4 2022 年(令和 4 年)の労働力人口総数に占める 65 歳以上の者の割合は、2013 年(平成 25 年)以降の 10 年間でみると、漸減傾向にある。
- 5 2021 年(令和 3 年)の 65 歳以上の者の死因別の死亡率をみると、悪性新生物よりも肺炎の方が高くなっている。

(注) 「倍加年数」とは、人口の高齢化率が 7 %から 14 %に達するまでに要した年数のことである。



問題 127 第二次世界大戦後の日本における高齢者保健福祉制度の展開過程に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 1950年(昭和25年)の生活保護法では、常時介護を必要とする老人の家庭を訪問する老人家庭奉仕員が規定された。
- 2 1963年(昭和38年)の老人福祉法では、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む、老人福祉施設が規定された。
- 3 1982年(昭和57年)の老人保健法では、70歳以上の高齢者にかかる医療費のうち、その自己負担分を無料化する老人医療費支給制度が規定された。
- 4 1997年(平成9年)の介護保険法では、要介護認定を受け、要介護と判定された高齢者等は、原則3割の利用者負担で、介護サービスを利用できることが規定された。
- 5 2000年(平成12年)の社会福祉法の改正では、高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)が策定されたことを受け、地域包括ケアシステムが規定された。



問題 128 事例を読んで、地域包括支援センターの社会福祉士による J さんの長女への助言として、適切なものを 2 つ選びなさい。

〔事例〕

自宅で一人暮らしの J さん(82 歳, 男性)は、脳梗塞の後遺症により軽い左片麻痺ひだりかたまひがあり、要支援 1 の認定を受けているが介護保険サービスは利用していない。2 か月前に買物に行こうとして玄関先で転倒し、軽傷ですんだものの、それ以来自宅から出ようとしなくなった。近隣に住んでいる長女は、週に 2, 3 度自宅を訪れ、買物や掃除・洗濯を手伝ってきた。しかし、「父は一人で大丈夫というが、むせることもあり食事量が減ってきて心配です。父はどのようなサービスが利用できますか」と地域包括支援センターに相談に来た。

- 1 看護小規模多機能型居宅介護の利用
- 2 介護老人福祉施設への入所
- 3 介護予防通所リハビリテーションの利用
- 4 短期入所生活介護の利用
- 5 管理栄養士による介護予防居宅療養管理指導の利用

問題 129 移動の介護に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

- 1 片麻痺がある人が杖歩行つえを行う場合、杖は麻痺側に持つ。
- 2 左片麻痺者が階段を上る時は、杖の次に左足を上げる。
- 3 視覚障害者の歩行介助を行う場合、介助者は視覚障害者の後方を歩く。
- 4 片麻痺がある人のベッドから車いすへの移乗では、車いすを要介護者の健側に置く。
- 5 車いすで大きな段差を下るときは、前向きで降りる。

問題 130 介護保険法に定める福祉用具貸与の種目として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 腰掛便座
- 2 移動用リフトの吊り具の部分
- 3 認知症老人徘徊感知機器
- 4 簡易浴槽
- 5 入浴補助用具

問題 131 介護保険制度における厚生労働大臣の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 要介護認定の審査及び判定に関する基準を定める。
- 2 要介護者等に対する介護給付費の支給決定を行う。
- 3 介護支援専門員実務研修を実施する。
- 4 介護給付等費用適正化事業を実施する。
- 5 財政安定化基金を設置する。



問題 132 事例を読んで、病院のK医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)が、この時点でLさんへの支援のために検討すべきこととして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Kは、変形性膝関節症で外来通院中のLさん(82歳、女性、独居、要支援2)から相談を受けた。Lさんは屋外の歩行が不自由で杖を使っているが、介護サービス等は利用していない。Lさんは、数年ぶりに趣味の歌舞伎鑑賞に出かけようと思い、介護保険制度のサービス利用について市役所に問い合わせたところ「本市では趣味のための移動支援は実施していない」と説明されたと言う。Lさんは転倒の心配もあり、歌舞伎鑑賞には見守り支援を利用したいと言っている。

- 1 Lさんの支援を在宅医療・介護連携推進事業の担当者に依頼する。
- 2 市役所の対応に関して、都道府県国民健康保険団体連合会へ苦情の申し立てを行うよう、Lさんに提案・助言を行う。
- 3 Lさんの歩行機能の改善を図るため、地域介護予防活動支援事業の利用を勧める。
- 4 Lさんの疑問や不安に対応してもらえるよう、介護サービス相談員と連携を図る。
- 5 Lさんの居住地を担当する「生活支援コーディネーター(第2層)」に連絡を取り、Lさんが利用できる、制度外の外出時の見守り支援策について相談・調整を図る。

(注) 「生活支援コーディネーター(第2層)」は、中学校区域を基本とする日常生活圏域で業務に当たる職員である。

問題 133 介護福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護福祉士の法律上の定義には、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とすることが含まれている。
- 2 介護福祉士が介護保険制度における訪問介護員として従事する際には、その資格とは別に、政令で定める研修を修了していることがその要件となる。
- 3 介護福祉士は、医師の指示のもと、所定の条件下であれば、医療的ケアの一つとして脱水症状に対する点滴を実施することができる。
- 4 介護福祉士は業務独占資格の一つであり、法令で定める専門的な介護業務については、他の者が行うことは禁じられている。
- 5 認定介護福祉士を認定する仕組みは、2005年(平成17年)に制定された介護保険法等の一部を改正する法律において法定化され、その翌年から施行された。



問題 134 事例を読んで、地域包括支援センターのM職員(社会福祉士)が訪問・相談を行った時点での対応として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Q市に住むAさん(85歳、女性、要介護3)は長男(56歳)と二人暮らしである。Aさんは5年前から物忘れが進み、排せつには介助を要し、日常的に長男が介護をしている。また、短期入所生活介護を2か月に1回利用している。今朝、長男から「気分が落ち込んでしまいここ3日ほどは眠れない」「当分は母の介護ができそうにない」と沈んだ声で地域包括支援センターに電話相談があった。これまでもこのような相談が度々あり、それを受け、M職員がすぐに訪問・相談を行った。

- 1 Aさんの要介護状態の改善を図る必要があるため、介護予防ケアマネジメントの実施を検討する。
- 2 総合相談支援業務として、長男の状態について同センターの保健師と相談し、気分の落ち込みや睡眠の問題に対応できる専門機関を探す。
- 3 権利擁護業務として、Aさんへの虐待リスクがあることについて、市に通報する。
- 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、Aさんを担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員とともに、早急に今後の対応を検討する。
- 5 Aさんと長男が住む地域の課題を検討するため、地域ケア会議で報告する。

問題 135 「高齢者虐待防止法」に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 この法律における高齢者とは、65歳以上で介護保険制度における要介護認定・要支援認定を受けた者と定義されている。
- 2 この法律では、セルフネグレクト(自己放任)の状態も高齢者虐待に該当することが定義されている。
- 3 この法律における高齢者虐待の定義には、保険医療機関における医療専門職による虐待が含まれている。
- 4 この法律では、市町村が養護者による虐待を受けた高齢者の居所等への立入調査を行う場合、所轄の警察署長に援助を求めることができると規定されている。
- 5 この法律は、市町村に対し、高齢者虐待の防止・高齢者とその養護者に対する支援のため、司法書士若しくは弁護士の確保に関する義務を課している。

(注) 「高齢者虐待防止法」とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。